

令和8年6月

## 檀原市部活動の在り方に関する方針

檀原市教育委員会

### 部活動の意義

- 学校教育活動の一環として、スポーツや芸術文化等に関心をもつ同好の生徒が教師等の指導の下に、自発的・自主的にスポーツや文化活動を行うものであり、より高い水準の記録や技能の習得に挑戦する中で、スポーツや文化活動の楽しさや喜びを味わい、学校生活に豊かさをもたらす意義を有している。
- 生徒が授業で体験し、興味・関心をもった事柄を更に深く体験するとともに、授業で身につけた技能等を発展・充実させることができるものであり、逆に、部活動での成果を授業で生かし、他の生徒に広めることもできるものである。
- 自主的に自分の好きな分野での活動に参加することにより、スポーツや文化活動に生涯親しむ能力や態度を育てる効果を有しており、あわせて、体力の向上や健康の増進を一層図るものである。その上、生徒の自主性、協調性、責任感、連帯感などを育成し、仲間や教師等と密接にふれあう場として大きな意義を有するものである。
- 生徒のスポーツや文化活動と人間形成を支援するものであることはもとより、その適切な運営は、生徒の明るい学校生活を一層保障するとともに、生徒や保護者の学校への信頼をより高め、さらには学校の一体感の醸成にもつながるものである。

### 檀原市部活動の在り方に関する方針の策定

檀原市では、文部科学省策定「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」の「IV学校部活動の在り方」及び奈良県の策定した「奈良県部活動の在り方に関する方針」を踏まえ、本市の生徒の健やかな成長や教師の負担軽減を図り、部活動が、より一層有意義な活動となるための指針として、学校の部活動を対象とし、「檀原市部活動の在り方に関する方針」を策定する。

#### I 適切な運営のための体制整備

##### (1) 学校部活動に関する方針の策定等

- 校長は、「檀原市部活動の在り方に関する方針」に則り、「学校部活動に関する方針」を策定し、策定した学校部活動の活動方針等をホームページなどで公表するとともに、随時、活動時間・休養日の遵守状況等を確認し、適宜、指導・是正を行う等、その運用を徹底すること。

## (2) 指導・運営に係る体制の構築

- 各学校の実情に応じて、部活動指導員等を適切に配置するとともに、生徒数や部活動指導員等の配置状況等を踏まえ、部活動数の適正化等を行うこと。
- 部活動指導員は、生徒への日常的な指導だけでなく、大会引率や部活動の管理運営、保護者への連絡等を含め、幅広い役割を担うこと。
- 教師を部活動顧問とする場合には、他の校務分掌や本人の抱える事情等を勘案した上で、部活動開始・終了時刻の繰上げ等活動時間を教師の勤務時間内で適切に設定するなどの工夫を行い、教師の負担が過度とならないよう十分に留意すること。

## 2 適切な指導及び安全・安心の確保

### (1) 暴力・暴言・ハラスメント・いじめ等の不適切行為の根絶

- 部活動顧問の教師等や保護者・生徒等への研修等の推進による共通理解の向上を図るとともに、適切な生徒集団づくりや日頃からの生徒への目配り、開かれた環境の整備等により、暴力・暴言・ハラスメント、いじめ等の不適切行為の未然防止を徹底すること。
- 事案発生時には迅速な対応及び再発防止の徹底を図ること。その際、特に、部活動顧問の教師等任せにせず、学校組織全体で対応に当たることが重要であり、生徒のケアを最優先に、加害生徒への指導等に適切に対応すること。
- 事実確認等に当たっては、加害者、被害者、その他の関係者から丁寧に聞き取りを行い、事案に応じて、厳正に教師等の処分等を実施すること。

参考：「信頼される教職員であり続けるために（奈良県教育委員会 平成26年3月）」

### (2) 安全管理の徹底

- 活動の前後だけでなく、活動中にも生徒の様子を観察し、健康状態の把握に努める。また、生徒一人一人の心と体の状態等に応じた指導を心がける。
- 定期的に施設・設備等の安全点検を実施し、破損等があれば使用中止、補修などの措置を速やかにとる。また、生徒に対して使用方法等について指導し、安全に活動できるようにする。
- 高温下での活動や急激な天候変化については、適切な判断が下せるようマニュアルを作成するなどし、熱中症などの事故防止に努める。

参考：「学校管理下における体育・スポーツ活動中の事故を防止するために

（奈良県教育委員会 平成29年3月）」

参考：「奈良県学校における熱中症対策ガイドライン（改訂版）

（奈良県教育委員会 令和6年8月）」

参考：「橿原市小中学校熱中症予防方針（橿原市教育委員会 令和4年6月）」

### **(3) 合理的かつ効率的・効果的な活動の推進**

- スポーツ医・科学の見地や生徒のバランスのとれた生活の確保の観点を踏まえ、過度な練習等の防止、効率的・効果的な活動の導入等を推進すること。

### **(4) 競技ごとの指導手引きの普及・活用**

- 中央競技団体等が作成した競技ごとの指導手引き（練習メニュー、活動スケジュール、効果的な練習方法、安全面の注意事項等）の普及・活用を推進すること。

## **3 適切な活動時間・休養日等の設定**

- 活動は、原則、平日のみとする。休日については大会やコンクール等の参加のみとする。
- 活動時間は、平日1日2時間程度、長期休業中の平日は1日3時間程度とする。その中で、できるだけ短時間で合理的かつ効率的・効果的な活動を行うこと。
- 休養日は、毎週少なくとも平日1日以上を休養日を設定することとし、週休日に大会やコンクール等に参加した場合は、他の日に振り替えること。
- 長期休業中に一定期間のオフシーズンを設定すること

## **4 生徒のニーズを踏まえたスポーツ・文化芸術環境の整備**

- 性別や障害の有無、活動の得手不得手等を問わず、生徒のニーズを踏まえた活動環境を整備することが重要。
- 部活動は、全ての生徒が一律に加入すべきものではなく、あくまで生徒の自主的・自発的な参加により行われるものであることに留意し、生徒の意思に反して強制的に加入させることなどがないようにすること。

### 【留意事項】

- ・ 令和6年12月に学習指導要領解説が改訂され、部活動の位置付けの明確化及び部活動における多様な生徒・ニーズへの配慮についての記載が行われていることに留意すること。

### <学習指導要領解説の一部改訂（令和6年12月）の概要>

#### ○部活動の現状の位置付けの明確化

部活動は、法令上の義務として実施されるものではないことから学校の判断により実施しないこともあり、また、全ての生徒が一律に加入しなければならないものではなく、生徒の自主的・自発的な参加により行われるべきものであることにも留意すべき旨を総則編及び保健体育編に明記。

#### ○部活動における多様な生徒・ニーズへの配慮

運動部の活動における留意事項として、以下の内容を保健体育編に明記。

- ①レクリエーション志向の生徒や、運動が苦手な生徒、障害のある生徒など、どの生徒でも参加しやすい活動内容や活動時間等としたりするなどの工夫を実施すること。
- ②複数のスポーツや文化・科学分野等の様々な活動も含めて幅広く経験できるよう配慮すること。